

特定非営利活動促進法に係る 諸手続の手引き

第5章 法人の合併、解散について

静 岡 市

第5章 法人の合併、解散について

目次

1	NPO 法人の合併	1
2	合併法人に係る認定等の基準の適用	1
	(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合	1
	(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合	5
	(3) 認定 NPO 法人等の合併	9
	様式及び添付書類	
	○合併認証申請書	14
	○合併登記完了届出書	16
	○認定（特例認定）特定非営利活動法人合併認定申請書	17
	○法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定申請書及び添付書類一覧 （兼チェック表）	19
3	NPO 法人の解散・清算	21
	(1) NPO 法人の解散	21
	(2) 清算の結了手続	22
	様式及び添付書類	
	○解散認定申請書	24
	○解散届出書	25
	○清算人就任届出書	26
	○残余財産譲渡認証申請書	27
	○清算結了届出書	28

特定非営利活動法人の申請・届出に関する様式等は、静岡市のホームページからダウンロードできます。

URL : https://www.city.shizuoka.jp/000_002180.html

検索サイトで「静岡市 NPO」と検索してください。

静岡市 NPO

検索

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます（法 33）。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法 34）。

なお、申請書等の提出については、内閣府ウェブ報告システムを利用したオンライン提出も可能です。オンライン提出を希望する方は、以下の URL からログインしてください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

（リンク先ページ右上の「法人ログイン」に進んでください。）

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内^(注)に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法 35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります（組登令 8）。

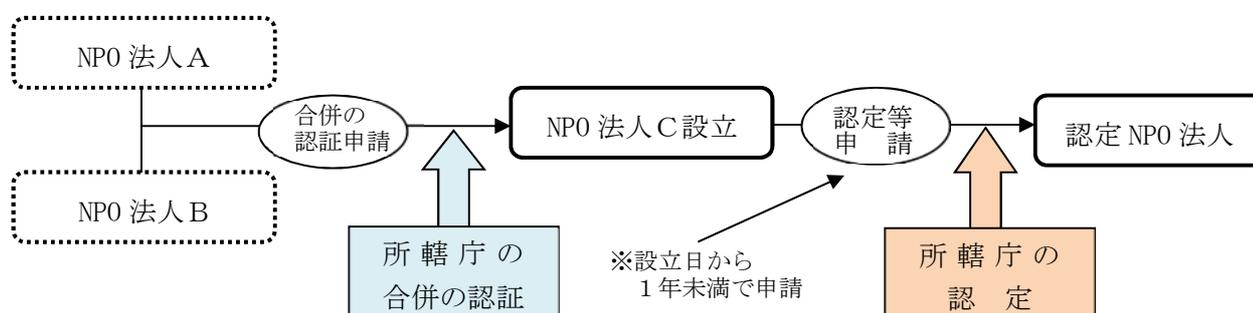
(注) 「一定の期間」は 2 か月を下回ってはなりません。

2 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立された NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併によって設立された NPO 法人で、申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法 46、法令 6③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

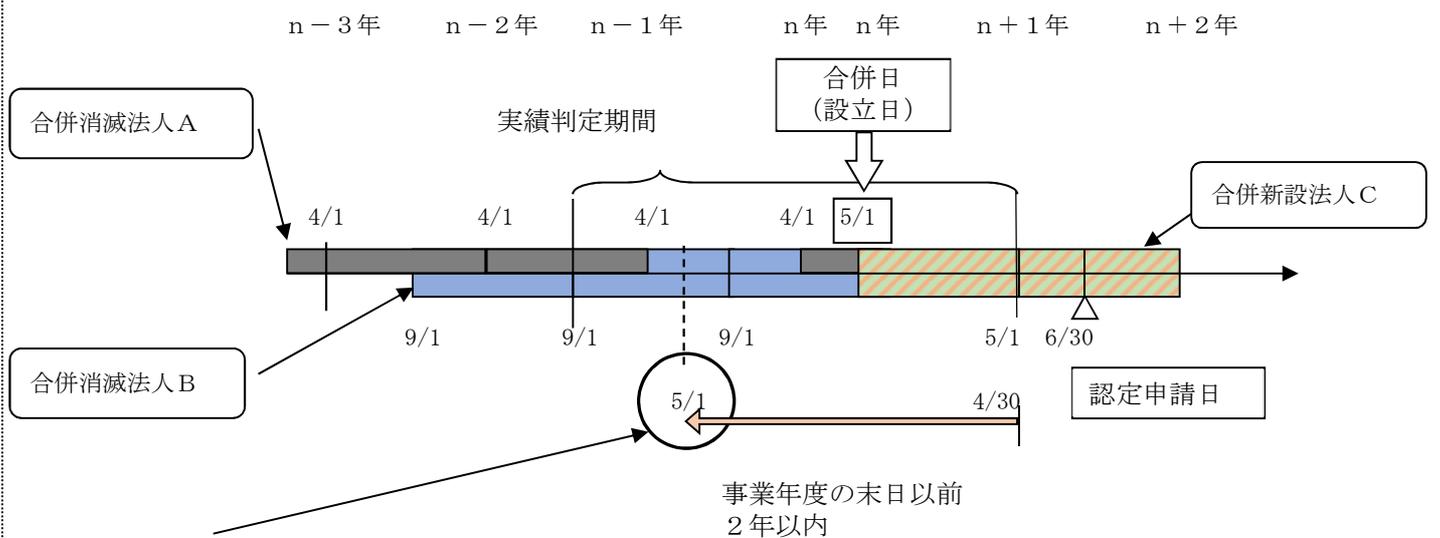
- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日
(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、法令8④)。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度: 4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度: 5月~4月)を設立し、
(注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合

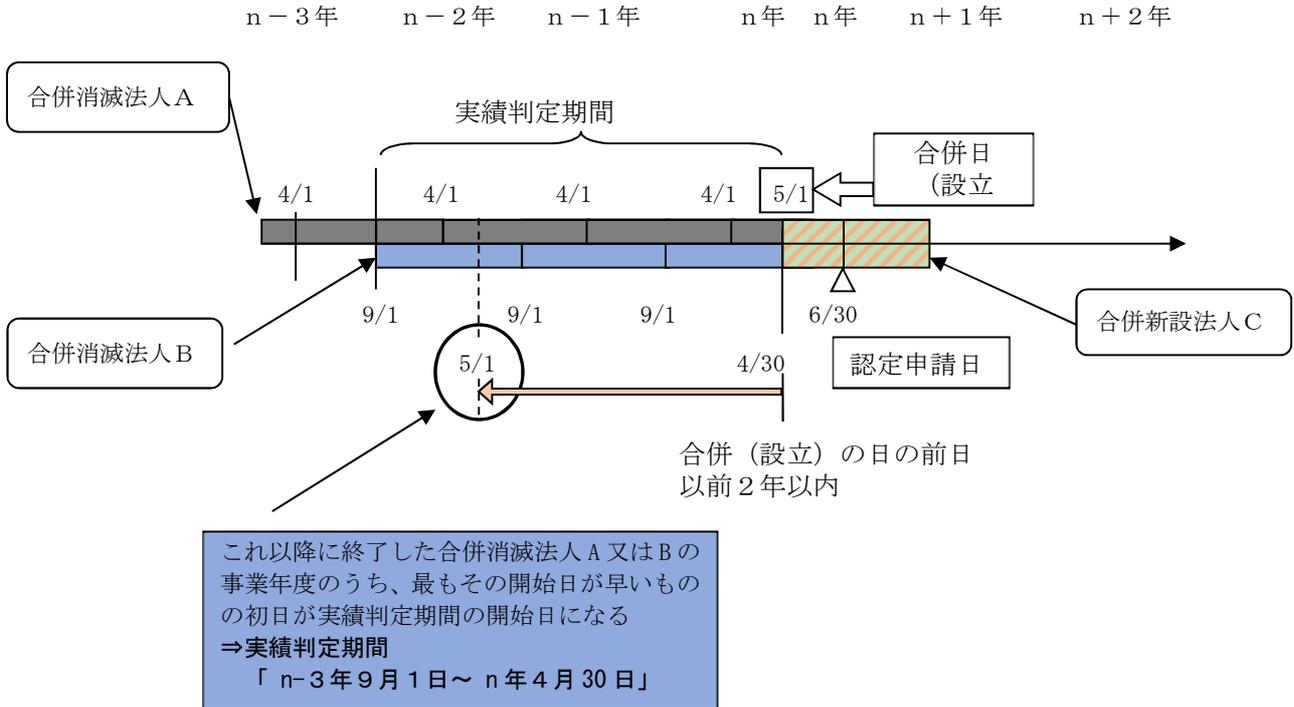


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
⇒実績判定期間
「n-2年9月1日~ n+1年4月30日」

《ポイント》
この例の場合、申請書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日(n+1年5月1日)においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。
なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考：各規定の読替え (法令6③))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。</p>	<p>(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（申請書を提出しようとする日の前日において、<u>設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。</u>）以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。</p>
<p>(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。</p>	<p>(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること</u>（法45①八）</p>

ロ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法 46、法令 5②、6②

③）

申請をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する基準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から 1 年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注 1）各基準の詳細は、第 3 章 解説編「4 認定を受けるための基準」（Ⅲ-pp. 31-46）をご参照ください。

（注 2）特例認定の申請をする法人については、1 号及び 5 号ロの基準の適用はありません。

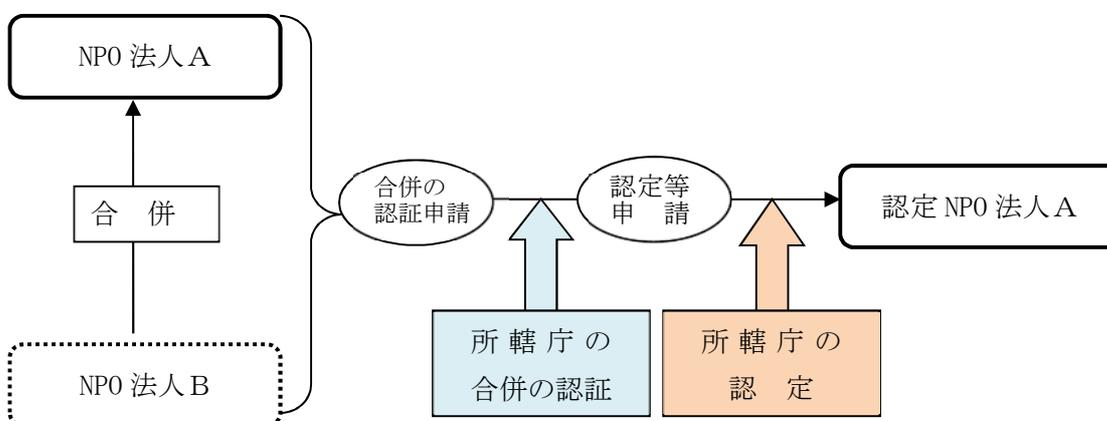
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法 45①九)。

(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併後存続する NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの(以下「合併存続法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法 46、法令 6①)。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

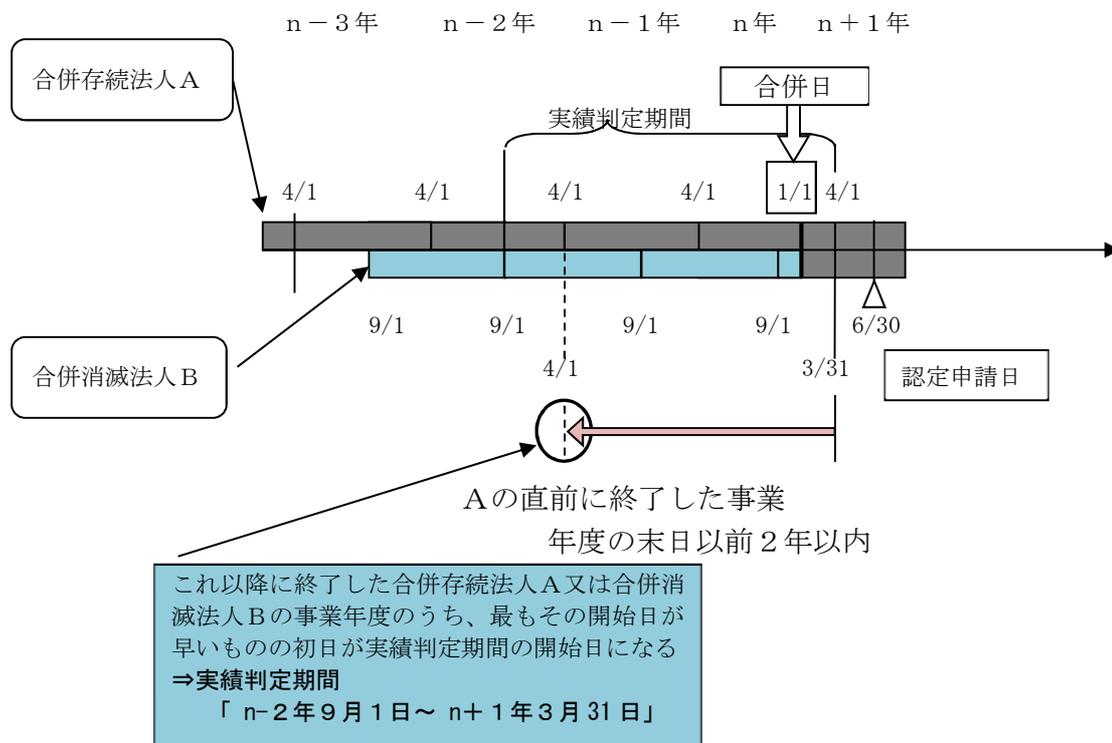
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前 5 年(過去に認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は 2 年)内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないことが特例認定の基準になります(法 59、法令 8)。

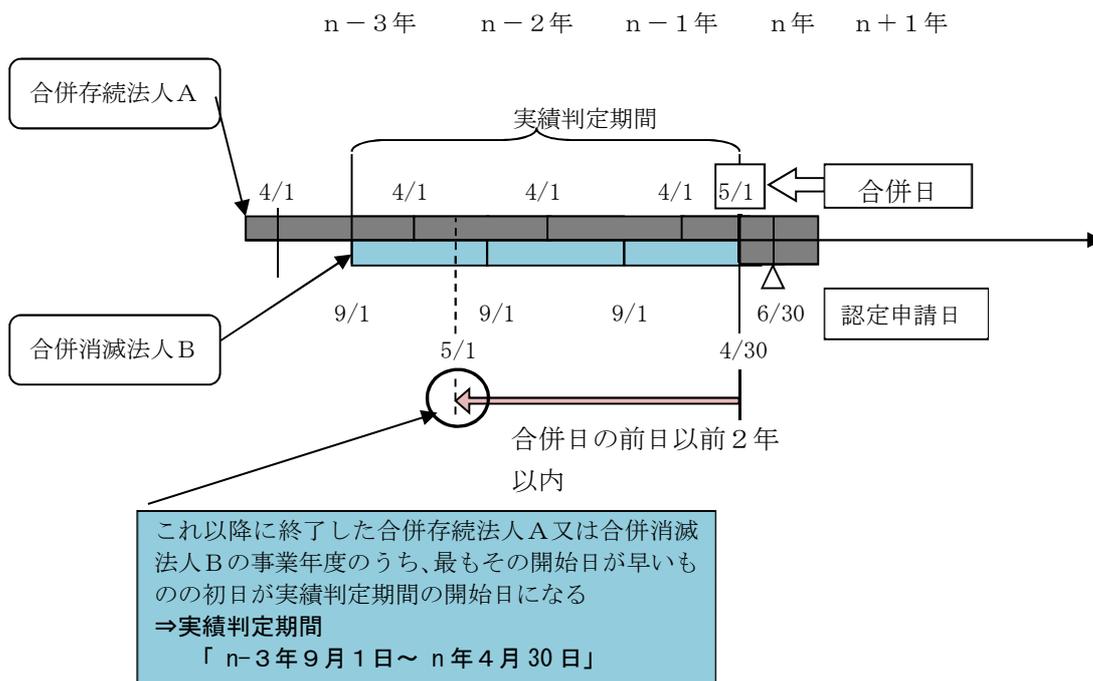
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考：各規定の読替え（法令6①））

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)</p>

ロ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令5②、6①②)

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人についての基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準)		合併前法人及び合併消滅法人を一つの法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する基準(三号基準)		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 (四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
合併前法人及び合併消滅法人を一つの法人とみなして判定します。		

基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1）各基準の詳細は、第3章 解説編「4 認定を受けるための基準」（Ⅲ-pp. 31-46）をご参照ください。

（注2）特例認定の申請をする法人については、1号及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

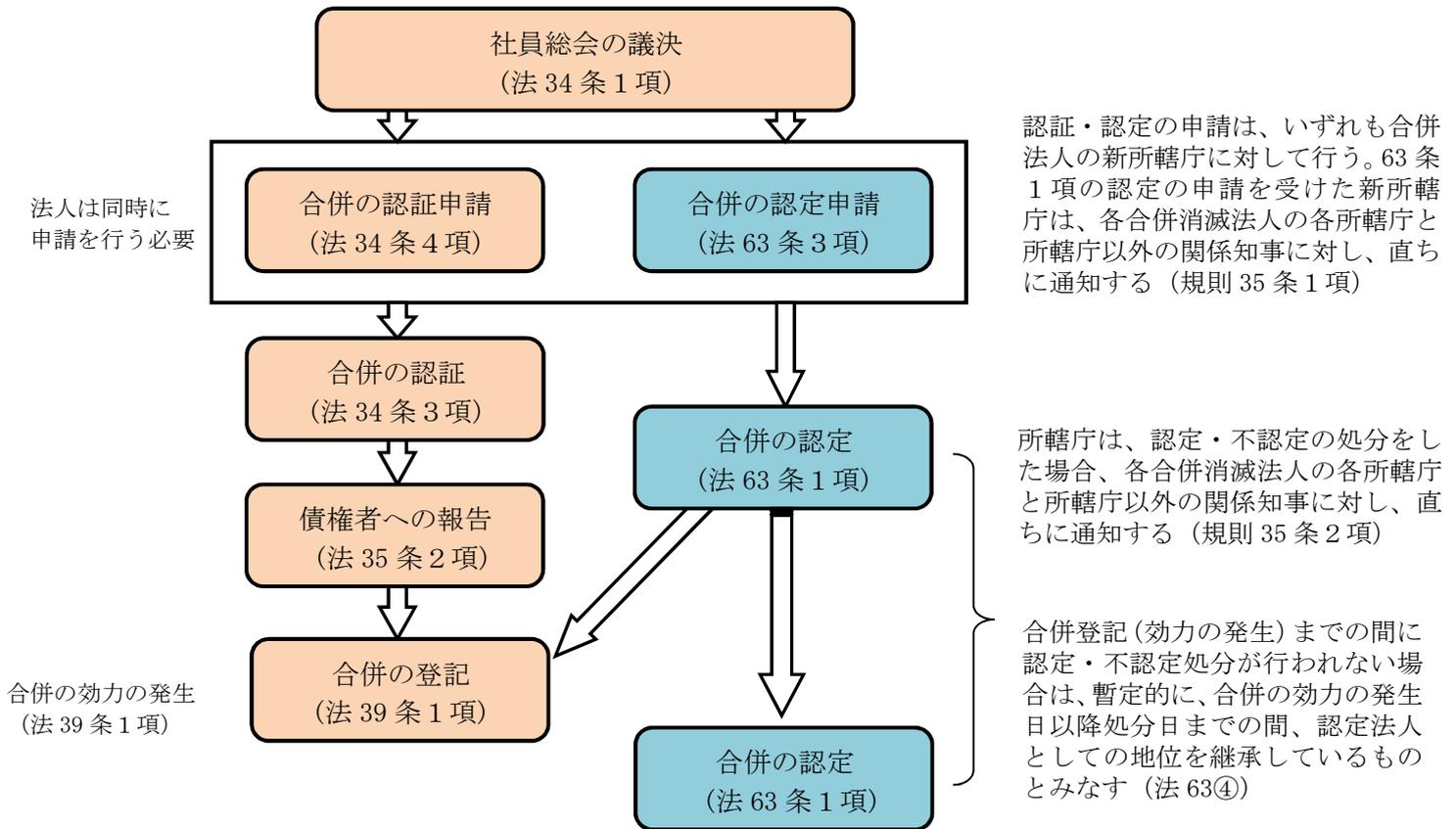
認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法45①九)。

(3) 認定 NPO 法人等の合併

イ 認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合で、合併後存続又は合併により設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定 NPO 法人としての地位を承継します (法 63①)。

○ 申請から認定手続



ロ 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人 (認定 NPO 法人を除きます。) と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定 NPO 法人としての地位を承継します (法 63②)。

ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません (法 63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます (法 63④)。

ニ 実績判定期間及び認定基準

合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりです。

(イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法 63⑤、法令 9 ①②）。

(1) 実績判定期間の終了日

合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

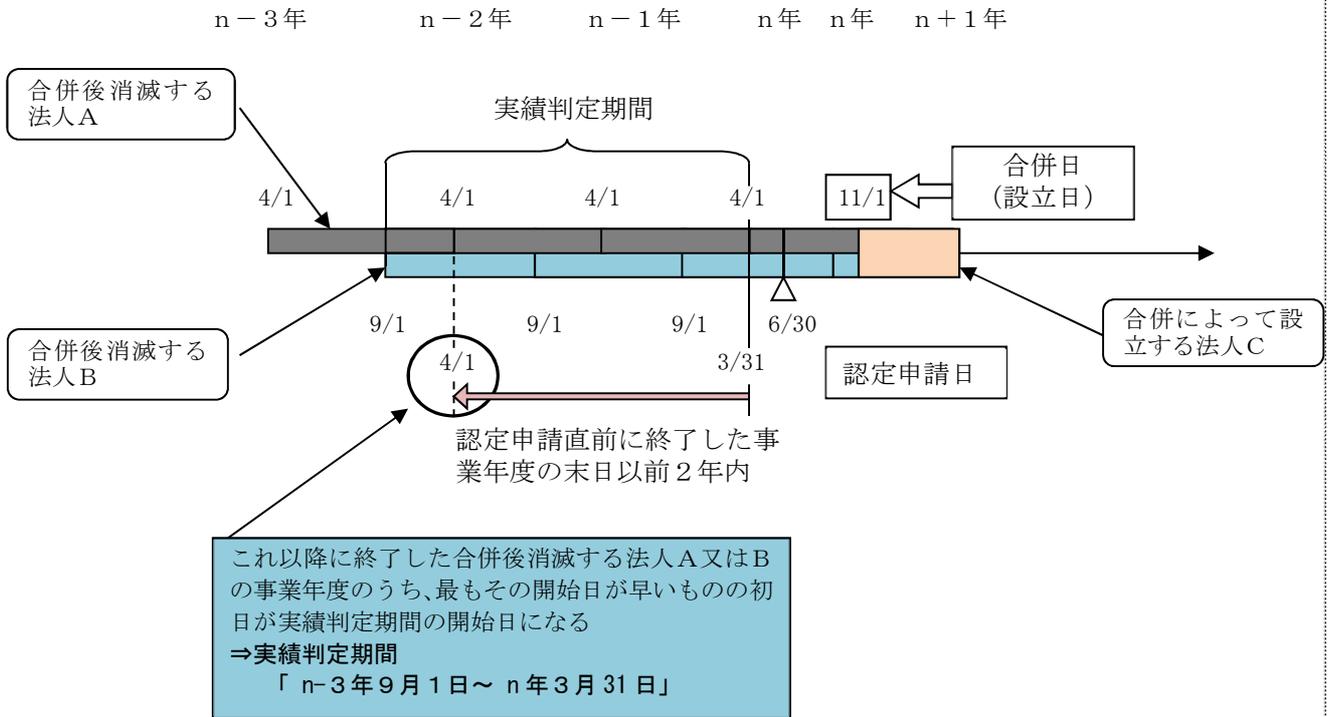
(2) 実績判定期間の開始日

上記（1）の日以前 2 年以内に終了した合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であって特例認定 NPO 法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります（法 59、法令 9 ①②）。

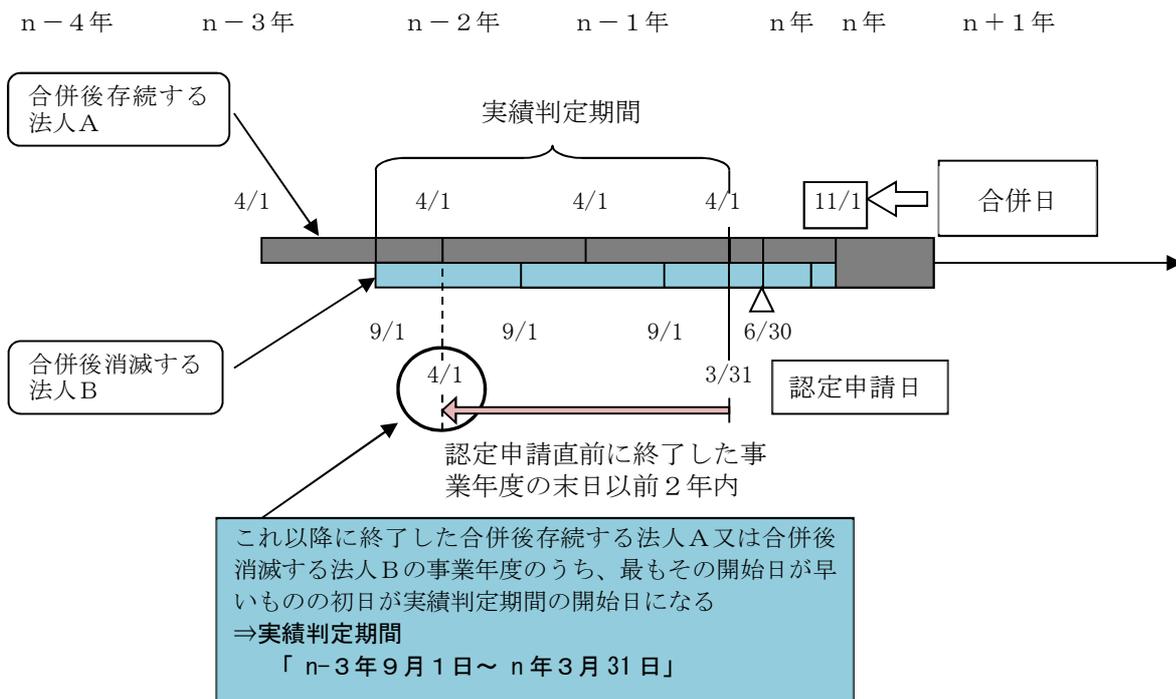
(合併によって設立される NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度: 5月~4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続する NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考：各規定の読替え（法令9①））

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>	<p>(実績判定期間について) <u>実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)</u></p>
<p>(設立後の経過期間について) <u>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>	<p>(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>

(ロ) 認定基準への適合の判定(法63、法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準)		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する基準(三号基準)		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
基準 (四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。

基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

（注 1）各基準の詳細は、第 3 章 解説編「4 認定を受けるための基準」（Ⅲ-pp. 31-46）をご参照ください。

（注 2）現に特例認定法人である法人については、法第 59 条第 2 号（設立後 5 年以内である）及び第 3 号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤、法令 9②）。

様式・添付書類

合併認証申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第34条第4項の規定により、合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人

(1) 特定非営利活動法人の名称

合併後存続又は設立する法人の名称

(2) 特定非営利活動法人の代表者の氏名

合併後存続又は設立する法人の理事（理事長）の氏名を記載する。

(3) 主たる事務所の所在地

(4) その他の事務所の所在地

(5) 定款に記載された目的

(6) 定款に記載された特定非営利活動の種類

合併後存続又は設立する法人の所在地は町名、番地まで正確に記載する。

2 添付書類

(1) 合併の議決をしたそれぞれの社員総会の議事録の謄本

(2) 定款

(3) 役員名簿

合併後存続又は設立する法人の定款の記載と一致させる。

(4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(5) 各役員が静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）第2条第2項各号に掲げる書面

- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (8) 合併趣旨書
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第25号（第24条関係）

合併登記完了届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 〃の合併の登記が完了したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録を添えて届け出ます。

様式第38号（第33条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人合併認定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

合併の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第63条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 認定（特例認定）年月日 年 月 日
- 2 認定（特例認定）の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 事業年度 月 日から 月 日まで
- 4 パブリックサポートテストの基準
- 5 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人
 - （1）特定非営利活動法人の名称
 - （2）特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - （3）主たる事務所の所在地
 - （4）その他の事務所の所在地
 - （5）存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要
 - （6）認定又は特例認定の区分
- 6 合併により消滅する特定非営利活動法人
 - （1）特定非営利活動法人の名称
 - （2）特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - （3）主たる事務所の所在地
 - （4）その他の事務所の所在地
 - （5）存続する法人が現に行っている事業の概要
 - （6）認定又は特例認定を受けている場合はその区分
- 7 添付書類

- (1) 寄附者名簿
- (2) 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注) 特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、この申請において適用するパブリックサポートテストの基準の記載及び添付書類のうち(1)については添付の必要はありません。

■書類作成上の注意事項

- ・この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同項第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・この申請書に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人)の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・「その他の事務所の所在地」には、定款に記載されている「従たる事務所」をすべて記載してください。
- ・申請書には「合併の認定申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。

法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		第 1 項 (認定)	第 2 項 (特例認定)
特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書			
1 寄附者名簿 ^{(注)1}			
2 認定基準等に適合する旨及び第 47 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ^{(注)2,3}			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。 ^{(注)4}		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）		
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第 2 表）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）		
	役員の状況（第 3 表付表 1）		
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）		
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）		
基 五 号 基 準	認定基準等チェック表（第 5 表）		
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）		
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

(注意事項)

- 1 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②、58②、63⑤、法令 9②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第 1 表、第 2 表及び第 4 表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令 9③⑤）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第 3 表、第 4 表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第 5 表及び第 6、7、8 表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令 9③⑤）。
- 4 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 59 一、63⑤、法令 9②）。

申請法人名							
法人名		主たる事務所の所在地		現に行っている事業の概要		区分	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 () — F A X () —				認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	

3 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、社員総数の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

なお、申請書等の提出については、内閣府ウェブ報告システムを利用したオンライン提出も可能です。オンライン提出を希望する方は、以下の URL からログインしてください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

(リンク先ページ右上の「法人ログイン」に進んでください。)

○ 解散の認定を申請する書類

提出書類	参照頁
解散認定申請書（様式第 13 号）	23
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	-

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）。

○ 解散登記後に提出する書類

提出書類	参照頁
解散届出書（様式第 16 号）	24
登記事項証明書	-

○ 清算中就任した清算人がいる場合に提出する書類

提出書類	参照頁
清算人就任届出書（様式第 17 号）	25
登記事項証明書	-

○ 残余財産の譲渡先の認証を申請する書類

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

提出書類	参照頁
残余財産譲渡認証申請書（様式第 18 号）	26

(2) 清算の結了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外の者を選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2 ①）。

- ① 現務の結了 ② 債権の取立て及び債務の弁済 ③ 残余財産の引渡し
④ 債権の申出の公告と催告 ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

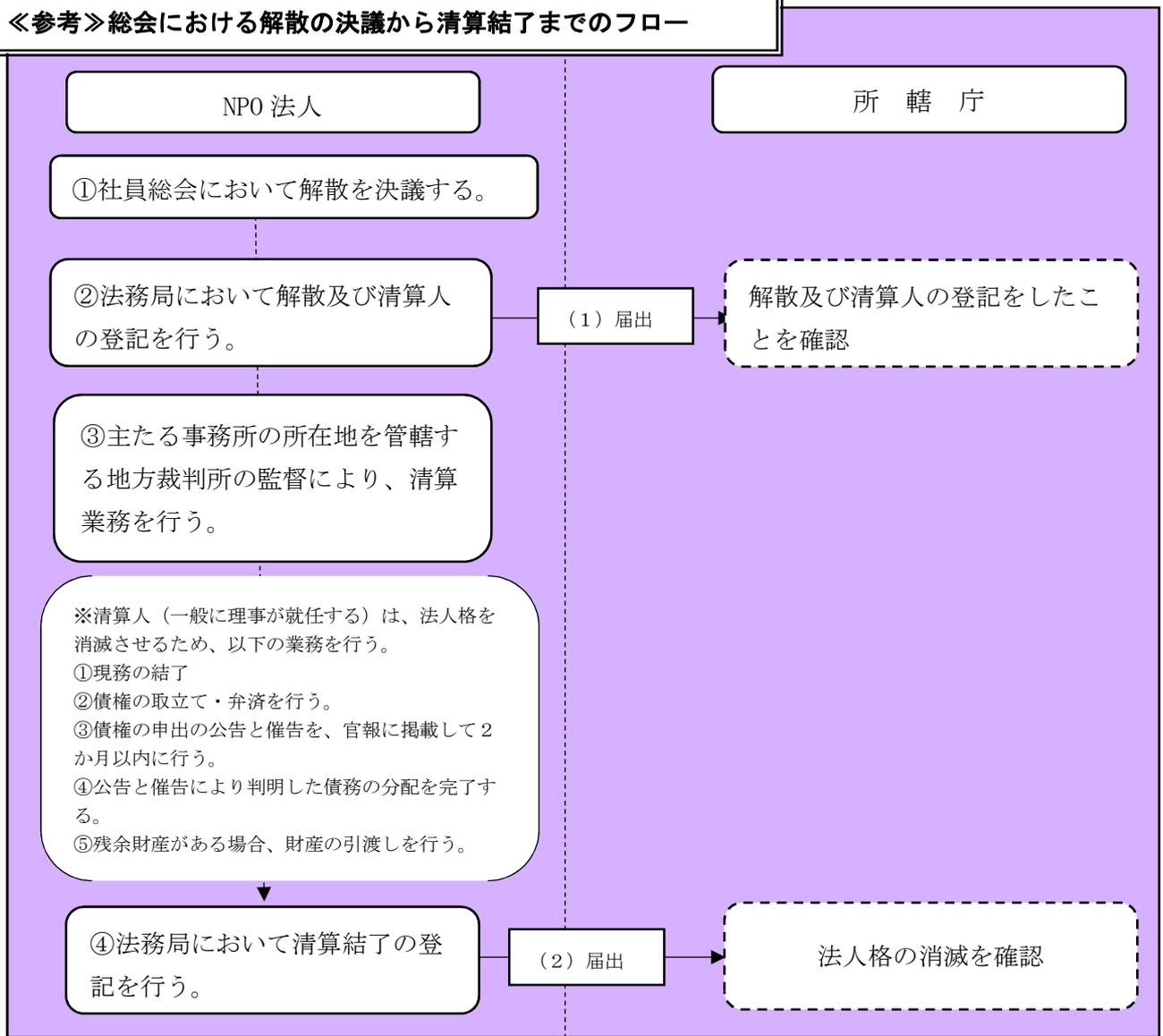
（注）債権の申出の公告は、2 か月以内に少なくとも 1 回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10 ④）。

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

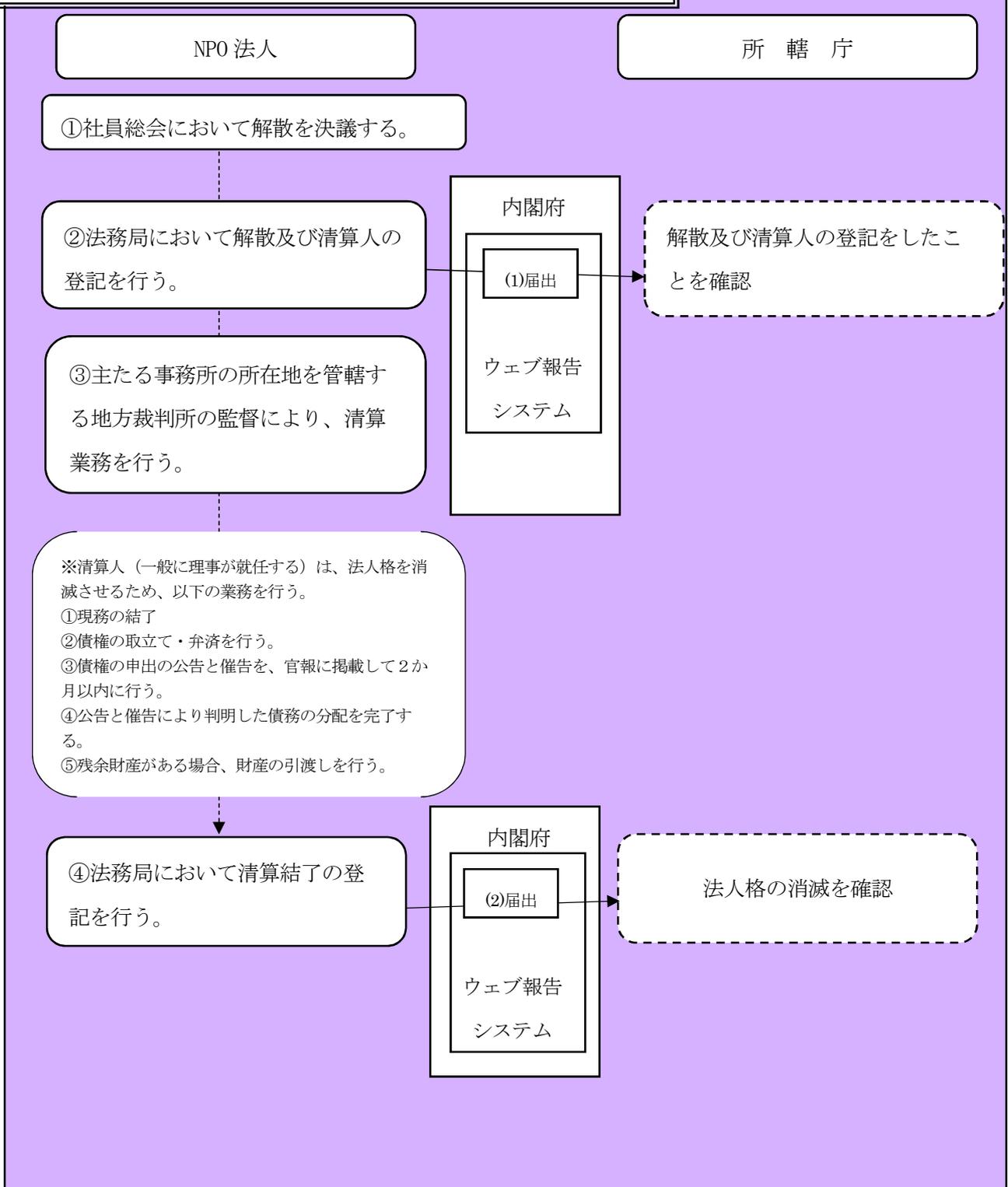
○ 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類	参照頁
清算結了届出書（様式第 21 号）	27
登記事項証明書	-

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



《参考》内閣府ウェブ報告システムを利用した際のフロー



様式・添付書類

様式第13号（第14条関係）

解散認定申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

3 添付書類

目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能の事由を証する書面

様式第16号（第16条関係）

解散届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

次のとおり特定非営利活動法人 _____ を解散したので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第31条第4項の規定により、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて届け出ます。

- 1 解散事由の該当規定 法第31条第1項第 号
- 2 解散の理由

- 3 残余財産の処分方法

様式第17号（第17条関係）

清算人就任届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

特定非営利活動法人 〃の清算人就任登記を行ったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第18号（第18条関係）

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

申請者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種類	数量	
○○○○○○○○	○○○○○○○○	○市（数量） △△町（数量）
□□□□□□	□□□□□□	□□市（数量） ××県（数量）

残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者ごとに譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載する。

（注）残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者が譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載してください。

様式第21号（第20条関係）

清算終了届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

解散した特定非営利活動法人の名称

届出者 清算人の住所又は居所

清算人氏名

電 話 番 号

特定非営利活動法人 〃の解散に係る清算が終了したので、特定
非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第32条の3の規定により登記事項証明書を添えて
届け出ます。

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

- 法 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
- 法 令 特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
- 法 規 特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
- 条 例 静岡市特定非営利活動促進法施行条例（令和 5 年）
- 条 規 静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（令和 5 年）
- 平成 23 年改正法 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）
- 平成 28 年改正法 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）
- 令和 3 年改正法 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 72 号）
- NPO 法人 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人 特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
- 特例認定 NPO 法人 特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人等 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
- 所轄庁 特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事
（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
- 措 法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措 令 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 措 規 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
- 法人法 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- 法人令 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
- 法人規 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
- 所 法 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- 所 令 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
- 所 規 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
- 相 規 相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
- 組登令 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
- 行手法 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- 法 10①二イ 特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 2 号イ

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き
第5章 法人の合併、解散について

静岡市

市民局市民自治推進課
令和5年9月

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
電話 054-221-1372
FAX 054-221-1538